

「養育支援を必要とする家庭」へ退院する 新生児に対する取り組みの経験

よつもと ゆか 1) やまぐち せいじ 1)
四本 由郁¹⁾ 山口 清次¹⁾
おおた けいこ 2)
太田 桂子²⁾

キーワード：新生児，情報提供，市町村，養育困難家庭，虐待

要 旨

生活様式の多様化，多国籍化等を背景に，養育困難ケースの新生児例に遭遇する機会が増加している。今回我々は，平成16年3月の厚労省通知に基づいた，「養育支援を必要とする家庭」の地域への情報提供を，医科診療報酬点数表に付されている別紙様式を用いながら行った経験を報告した。情報提供の内容を要因別にみると，養育環境に関する問題が最も多く，複数の生活課題を併せもつ症例もあった。新生児が退院する時や1ヵ月健診前後の外来診療において，「養育支援を必要とする家庭」の情報を各市町村へ積極的に提供し，情報交換することは，各地域で至急介入を必要とするケースの早期把握に役立つ。しかし，情報提供先の市町村から反応のなかったケースや，早期介入されたにもかかわらず刑事事件に至った症例もあった。情報提供後も，関係機関が情報を共有しながら継続した支援を行っていくことが重要である。

I. はじめに

ハイリスク妊娠・出生の増加，生活様式の多様化や多国籍化等を背景として，新生児医療の現場でも，養育困難ケースに遭遇する機会が増加している。妊娠，出産，新生児入院等に対する医療体制の整備はさることながら，退院後も安全に，安心して在宅生活へ移行できるような配慮と支援す

る仕組みが必要である。退院後は市町村を実施主体として，養育支援訪問事業が展開されているが¹⁾，医療機関での健診や，疾患等のための外来受診を契機に，支援が必要と思われる家庭と接点を持つことも多い。このため，病院から地域自治体への積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である²⁾。我々は，平成16年3月の厚労省通知に基づき，「養育支援を必要とする家庭」の市町村への情報提供を，医科診療報酬点数表に付されている別紙様式を用いて行ってきた。その成果について検討したので

Yuka YOTSUMOTO et al.

1) 島根大学医学部小児科

2) 島根大学医学部附属病院地域医療連携センター

連絡先：〒693-8501 出雲市塩冶町89-1